

大家さんのお悩みお聞かせください

高齢入居者や入居者減、様々な問題にお困りの大家さん
～豊田市居住支援協議会でサポートします～



● 豊田市居住支援協議会とは

豊田市居住支援協議会は住宅の確保に困難を感じている方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境整備を目的とし、豊田市・不動産関係団体・福祉関係団体等が連携して令和3年度に設立されました。

📌 豊田市では様々な関係団体が連携し、複雑に絡み合った事象にも対応する重層的な支援が可能！

📌 安定した居住が困難な方、新たな居所探しにお悩みの方だけでなく、入居者のトラブルや家賃滞納等のリスクに困っている大家さんをサポートする体制！

以下の方必見です！



大家さん

人口減少で空室が目立ってきた。
でも、トラブルは避けたい…

高齢となりなかなか入居できる所が見つからない…



入居希望者

● 相談者/相談先

➤ どういう方が相談するの？

入居者に不安を抱えた大家さん
住む場所にお困りの方 等

住む方だけでなく、住んでもらう方の相談にも対応!!

➤ どこに相談するの？

豊田市役所

居住支援法人※

豊田市社会福祉協議会 等

(詳細は「相談先一覧」をご覧ください。)



※「居住支援法人」とは、住宅の確保に特に配慮を要する方へ民間賃貸住宅への円滑な入居等の支援を行う法人として都道府県が指定したものです。

●相談内容の例

【具体例①】入居者の様子がおかしい

(今まで支払っていたのに突然家賃を滞納し始めた、食事を摂っていない様子がない 等)

○支援内容

・親族への連絡等、大家さん（管理会社）による事前の対応によっても解決の見込みがない場合、大家さんからの相談により支援機関が対応を検討します。

相談先：一人暮らしの高齢者が最近閉じこもり気味、明らかな認知機能の低下がみられる等、高齢者に関する心配事や気になることがあるとき [地域包括支援センター]

経済的な困窮の心配があるとき [社会福祉協議会]

障がいや理由とした異変等に関する相談について [障がい者相談支援事業所]

支援機関がその方の状況により適切なサービスにつなぎます

【具体例②】離職により収入がなくなった方から入居の相談を受けたけれども、家賃の滞納が不安で受け入れるか悩んでいる。

○支援内容

・相談内容に応じて対応します。

相談先：家計改善支援事業による家計に関する相談支援について [社会福祉協議会]
新たな住まい探しについて [居住支援法人]



支援後、入居ができ、かつ、毎月貯金も可能になった例もあります

対応の一例

- ① 市及び支援機関は、各相談窓口で地域住民の困りごとを包括的に受け止めます。
- ② 相談内容に応じて、必要な支援機関へつなぎます。
- ③ 課題が複雑化・複合している場合は、関係する支援機関等を集めて案件ごとに検討会議を開催します。
- ④ 検討会議では、案件ごとに関係する支援機関等と情報共有を行うとともに、支援の方針や役割分担を協議し、連携して支援を実施します。

問合せ先 豊田市居住支援協議会事務局 豊田市 都市整備部 建築相談課
TEL : 0565-34-6649 FAX : 0565-34-6948 Eメール : keikan@city.toyota.aichi.jp

●相談先一覧

・公益社団法人 愛知住宅共同協会（居住支援法人）

事業	見守り大家さん
対象者	住居を借りたい方、入居者のことにお困りな大家さん
内容	部屋探しのお手伝い、大家さんからの相談受付、必要な機関との連携による対応
連絡先	0120-279-083（月～金曜日（祝日を除く））

・株式会社 メイクワン（居住支援法人）

事業	外国人に対する居住支援
対象者	外国人
内容	入居相談を受け付け、提携不動産店への物件照会の後、紹介可能な物件を持つ不動産店へ取り次ぐ。就労もセットで紹介可能
連絡先	0565-32-3003（月～土曜日（祝日を除く））

・市役所よりそい支援課

事業	包括的相談支援事業
対象者	複合的な課題を抱えた世帯
内容	介護、障がい、困窮等の複合的な課題を抱えた世帯への相談支援
連絡先	0565-34-6791（月～金曜日（祝日を除く））

・社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会（連絡先は豊田市社会福祉協議会ホームページのお問い合わせ一覧をご覧ください）

事業	生活困窮者自立支援事業
対象者	生活困窮者及び生活困窮に至るおそれのある方
内容	生活の困りごと全般の相談支援、家計、就労に関する相談支援
連絡先	0565-34-1132（火～土曜日（祝日を除く））

事業	成年後見支援センター
対象者	認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でなく、お金の管理や生活に必要な手続きをすることができない、もしくは不安がある方
内容	成年後見制度利用に関する相談の受付
連絡先	0565-63-5566（火～土曜日（祝日を除く））

事業	権利擁護事業（日常生活自立支援事業、生活支援員派遣事業）
対象者	認知症・知的障がい・精神障がい・身体障がい・身体が不自由な高齢者。自分ひとりで契約などの判断をすることやお金の出し入れや重要書類の管理に不安がある方等
内容	日常生活に必要な各種手続き、日常的金銭管理、預貯金通帳等の重要書類の預かり
連絡先	0565-31-9671（火～土曜日（祝日を除く））

・地域包括支援センター

役割	高齢者に対する総合相談窓口（必要時、適切なサービスを紹介します）
対象者	高齢者
内容	高齢者の介護・福祉・保健・医療など様々な相談支援
連絡先	右の2次元コードを読み取ってください（28中学校区ごとにあり）



・障がい者相談支援事業所

事業	障がい者相談支援事業所（障がい者相談支援に関する窓口）
対象者	障がい者（障がいを理由とする内容に限る）
内容	障がいに関する一般相談（障がい福祉サービス利用に関する相談を除く）
連絡先	右の2次元コードを読み取ってください（28中学校区ごとにあり）

